農地・農業用施設等災害復旧事業の流れ

※応急工事が必要な場合も報告

災害発生

応急仮工事
応急本工事
応急本工事は農政局協議

（令第2条の2）
（要網第14,15）

●被害（速報）報告→速やかに
［別紙様式1，2、別紙］
※速報版確定→概ね2週間以内
●被害（確定）報告
［様式1］
→3週間～1カ月以内

市町経由

知事→農政局長
→農村振興局長

災害報告

（要網第5）

知事→農政局長等

災害復旧事業計画概要書の提出

（令第1条の4）
（規則第1条）
（要網第6）

※災害発生後60日以内
※農村振興課までは50日以内

農政局長等→農村振興局長

査定計画の提出

（査定要領第9）

箇所別調書・副本の提出　※査定の1週間前

※査定設計書の準備
（事業主体→県）

査定　※被災年内

（令第3条）
（査定要領第10）

農政局長等⇔農村振興局長
（通知）

査定調書等の提出

（査定要領第11）

保留箇所別調書の提出
（査定要領第18）　農政局長等⇔農村振興局長
（協議、同意）

（財務省との突合）

農政局長等→知事

事業費の決定通知

（令第3条第1項）
※実際は「施越工事」により事前着工
→「決定通知前事業着手承認申請」を提出
（県事務所承認→本課報告）

農政局長等→知事

災害復旧事業等の監督

（法第6条）

実施計画の承認
（財政法第34条の2）農林水産大臣⇔財務大臣

事務次官→農政局長等→知事

年度予算の割当

（令第6条）　※通常は4月または2月（3月）

知事→農政局長等

補助金の交付申請

（適化法第5条）※様式（補助計画書）は
（令第7条）　事前にデータ提出
（規則第4条）

45日以内
※30日程度以内（事業主体長→知事）

農政局長等→知事

補助金の交付決定通知

（適化法第6条）※通常は6月または3月
※交付決定前着手の場合は

事業の着手

知事→農政局長等

補助金の概算払の申請

事業計画の変更の協議
（令第3条2項）　知事→農政局長等

事業計画の中止等報告書の提出
（令第3条3項）　知事→農政局長等

知事→農政局長等

状況報告

（適化法第12条）

知事→農林水産大臣

補助率増高申請書等の提出

（令第4,5条）　※事業主体長→知事　12月末まで
（規則第1条）　知事→農政局提出　1月上旬
（要網第18）

官報告示

地域指定告示

※減額発生→変更補助計画書を提出
（実績報告書提出までに）
※実績報告時の場合は
不用額扱いとなる。

事業主体→県　実績報告書の提出
・・・事業成績書、検査復命書（写）

知事→農政局長等

事業成績書等の提出

（令第8条）
（規則第6条）

翌年度

事業主体→県事務所

しゅん工認定

（要網第19）
※単年度単一工事の場合は検査復命書をもって
しゅん工認定におきかえることができる。（県取扱要領第29）

農政局長等　›知事

補助金の額の確定、変還

（適化法第15,18条）
（法第4条）